

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日からA市所在の社会福祉法人B（以下「事業場」という。）の看護師として勤務していた。

請求人によると、介護施設利用者を送迎中の平成〇年〇月〇日午前9時30分頃、送迎車を路上に停車していたところ、トラック運転手とトラブルになり、同運転手から顔面を3発殴られ負傷し（以下「本件災害」という。）、受傷当日、Eクリニックを受診したところ、「顔面打撲傷」（以下「原傷病」という。）と診断されたとしている。

請求人の療養は受傷当日で終了したが、その後、請求人は平成〇年〇月〇日にC医院を受診し、傷病名「外傷性頸椎症候群」（以下「本件傷病」という。）の診断を受け、本件災害によって障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人の障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

なお、請求人は、平成〇年〇月〇日D整骨院で「頸部捻挫、背部挫傷（下）」と

診断され、同日から同年〇月〇日までの期間について、療養補償給付たる療養の費用請求を監督署長に行ったが、監督署長は、本件災害と相当因果関係は認められないとしてこれを支給しない旨の処分をしている。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人の本件傷病が業務上の事由によるものと認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 本件災害後の原傷病に関する状況経過について

ア 請求人は、平成〇年〇月〇日、本件災害当日にEクリニックを受診し、顔面の左頬部、左上眼瞼、鼻根部に腫脹及び圧痛を認め「顔面打撲傷」と診断されている。受診当日は、検査は施行されず鎮痛剤を投与されたのみで、その後、平成〇年〇月〇日に診断書作成のため同クリニックを再受診するまで療養実績は認められない。

イ 請求人は、本件災害後の平成〇年〇月と〇月に、くりにつくFを受診していると主張しているが、健康保険の受診歴には、同院の頸椎に係る傷病名は本件災害以降も存在せず、一方、同院の診療録には、平成〇年〇月、平成〇年〇月、同年〇月に慢性疲労症候群、腰痛症などの傷病名が記載されている。

(2) 本件傷病と原傷病との因果関係について

請求人は、本件傷病は本件災害による原傷病が原因である旨主張するが、上記のとおり、請求人が本件傷病に係る治療を受けたのは原傷病に対する治療を受けてから約3か月後のことであり、また、請求人は、原傷病の発症前におい

ても慢性疲労症候群及び腰痛症などの傷病名における通院歴がある。この点、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「受傷日は平成〇年〇月〇日で、傷病名は顔面打撲傷である。当初X線撮影をしていないのは重症でなかったものと考えられる。また、約3か月後の同年〇月〇日になって診断書料が請求されているが、3か月も開いている場合は医学的に当初負傷と因果関係はないものと考えられる。よって、今回の傷病名である頸部捻挫・背部挫傷（下）と当初の負傷である顔面打撲傷との間に相当因果関係は認められない。」と述べており、当審査会としても、請求人の本件傷病の発症経緯に照らして、同所見は妥当であると判断する。

なお、請求人の症状について、H医師は、平成〇年〇月〇日付けの意見書において、要旨、「検査所見としては、頸椎X線上、C4/5、C5/6レベルで椎間板高の低下。頸椎MRI上、C6/7レベルで椎間板ヘルニアを認め、C4/5、C5/6レベルで軽度の椎間板ヘルニアを認める。」とし、「当院の初診は平成〇年〇月で負傷との因果関係は判断しかねる。」と述べているが、当審査会としては、請求人の本件災害時の診断名並びに診断内容、さらには3か月間にわたって療養実績がなかったことから見て、H医師による同所見が、上記結論に影響を及ぼすものではないと判断する。

(3) 以上のことから、当審査会としては、請求人の本件傷病が、本件災害による原傷病に起因するものとは認められないと判断する。

3 以上のとおりであるので、請求人の本件傷病は本件災害に起因するものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。